

都市間交流事業補助金活用フロー

【事業の目的】

この事業は、イメージアップの戦略として、本市と交流のある自治体等との相互交流を積極的に支援し、交流人口の拡大を図るための事業です。

友好交流都市である神奈川県座間市や北海道長沼町をはじめ、本市と交流のある自治体等と、本市の歴史、伝統、文化、スポーツ等を基調とした都市間交流事業に必要な経費の一部を補助することで、交流促進を図り、交流人口の拡大や更なる地域の活性化を図ることを目的としています。

【事業概要】

(交付対象者)

- ①市内に事業所を有する事業者、NPO法人
- ②10人以上の市民で組織されている社会教育関係団体
- ③その他公益上市長が特に認める団体等

(対象事業)

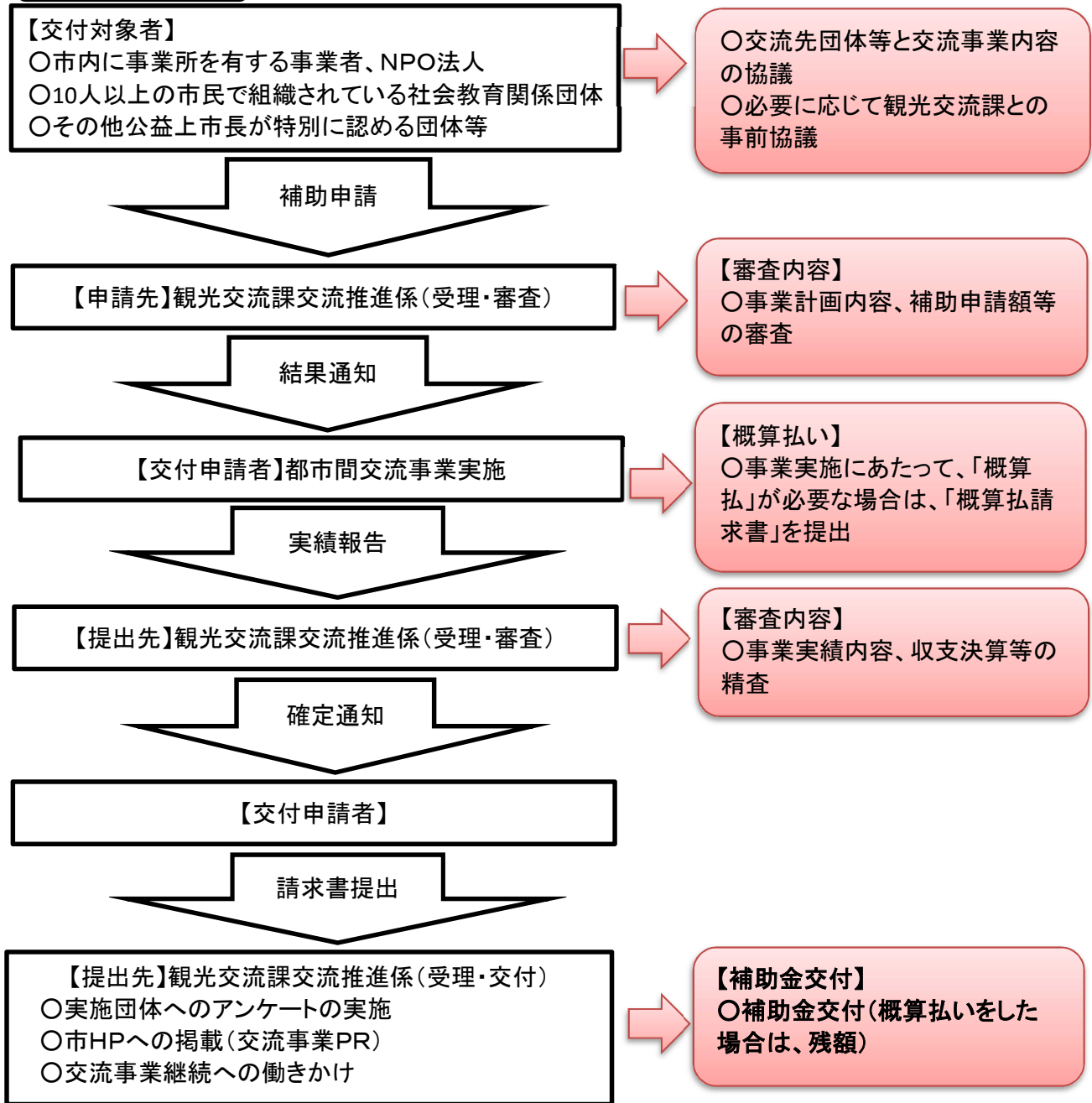
○本市と交流のある自治体等との相互交流を目的に、本市の歴史、伝統、文化、スポーツ等を基調とした都市間交流事業とする。ただし、県の補助金を受けている場合や市の他の補助金を受けている場合は対象外となります。

(補助対象経費)

- ①対象経費：都市間交流事業に要する経費。ただし、次の経費は対象外となります。
 - ・人件費、飲食費、個人・事業者等の資産を形成するための経費、その他目的に不適さいと認められる経費
- ②補助率：対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）※上限10万円

(申請計算例)			
項目	事業費	補助申請額	備考
都市間交流事業 総事業費	35万円		
対象経費	30万円	10万円	補助率:1/2 上限額:10万円
対象外経費 (人件費等)	5万円		

(1)申請フロー



【交流先に関する相談等】

- 交流事業を実施したいが、交流先の情報がない、交流先の団体などを紹介してほしいなど、都市間交流に関する相談に応じますので、気軽に下記までお問い合わせください。
- 都市間交流事業補助金に関するお問い合わせも下記までお願いします。



【問合せ先】

〒962-8601 須賀川市八幡町135
須賀川市産業部観光交流課交流推進係
電話:0248-88-9145
FAX:0248-72-9845
Email:kankou@city.sukagawa.fukushima.jp

(申請計算例)

項目	事業費	補助申請額	備考
都市間交流事業 総事業費	35万円		
対象経費	30万円	10万円	補助率:1/2 上限額:10万円
対象外経費 (人件費等)	5万円		

(申請計算例)

項目	事業費	補助申請額	備考
都市間交流事業 総事業費	35万円		
対象経費	30万円	10万円	補助率:1/2 上限額:10万円
対象外経費 (人件費等)	5万円		